

【廃止・制定】札幌市火災予防条例（昭和二十六年札幌市条例第四十八号） ※ 条文は、制定当時の原文のまま引用

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、札幌市における消防の目的を達成するため、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（以下「法」という。）の規定その他火災予防に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義及び算定方法）

第二条 この条例の用語の意義及び算定方法は、左の各号に定めるとおりとする。

一 「防火対象物」、「関係者」、「関係のある場所」、「危険物」及び「消防隊」とは、法第二条に定めるものをいう。

二 「建築物」、「敷地」、「地階」、「耐火構造」、「防火構造」、「防火戸」及び「不燃材料」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及びこれに基く政令に定めるものをいう。

三 「敷地面積」、「建築面積」、「床面積」、「延べ面積」、「建築物の高さ」、「軒の高さ」及び「階数」の算出方法は、建築基準法及びこれに基く政令の定めるところによる。但し、「階数」には、地階及び屋階を算入しないものとする。

（防火対象物の指定）

第三条 法第四条第二項の規定による防火対象物は、左の各号に掲げるものとする。

一 公衆の出入する場所

イ 興行場（劇場、映画館、演芸場、観物場、運動場、競技場）及びこれらの類

ロ 遊技場、カフェー、キャバレー、ダンスホール、飲食店、料理店、貸席、待合及びこれらの類

ハ 百貨店、市場、取引所、マーケット、商店及びこれらの類

ニ 旅館、ホテル、宿泊所、アパート、寄宿舎、下宿屋及びこれらの類

ホ 病院、診療所、保健所、助産所、施療所、授産所、託児所、収容所、育児所、養老院及びこれらの類

ヘ 学校、図書館、博物館、美術館、展覧会場、博覧会場、動植物園及びこれらの類

ト 公会堂、集会場、クラブ及びこれらの類

チ 社寺、教会、火葬場及びこれらの類

リ 公衆浴場及びこれらの類

ヌ 停車場及びその附属建築物の類

ル 鉄道軌道に用いる車輛、自動車及びこれらの類で公衆の出入するもの

二 多数の者の勤務する場所

- イ 工場及びこれらの類
- ロ 事業場、作業場、工作所及びこれらの類
- ハ 事務所、営業所、銀行、官公署及びこれらの類
- ニ 研究所、試験所、撮影所及びこれらの類
- ホ 発電所、変電所及びこれらの類
- ヘ 自動車々庫、電車々庫及びこれらの類
- ト 営業用倉庫及びこれらの類
- チ 別表1に掲げる大量可燃物の集積所、常置所の類
- リ 爆発性、発火性、引火性物件の製造所、貯蔵所、販売所及び取扱所
- 又 鉄道軌道に用いる車輛、自動車及びこれらの類で、前号に掲げるものを除き、多数の者の勤務する場所

第二章 火災予防

第一節 建築物及び物件

(防火対象物に対する火災予防の措置)

第四条 防火対象物は、関係法令により防火的にする外、特に火災予防上、左の各号によらなければならない。

- 一 左に掲げる設備のある場所は、別表一の大量可燃物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う工場及び作業場から十メートル以上離し、又は防火壁その他の有効な防火区画によつて隔離し、且つ、屋根は不燃材料でふくこと。
- イ 鍛冶場、多衆用調理室、ボイラー室、乾燥室など常時火気を使用する設備
- ロ 鋳物、ガラスの製造など常時多量の火気又は高熱物質を取扱う設備
- ハ 電気室、化学実験室等火災発生の危険がいちじるしい設備
- 二 第十一条に掲げる建築物は、各棟各階の床又は天井に、間隔十二メートル以下ごとに、左の基準により点検口を設けること。
- イ 点検口は、容易に開放し、内部を点検できる直径七十センチメートル以上又は一辺六十センチメートル以上の大きさとする。
- ロ 天井に設ける点検口のふた板は、天井と同等以上の防火効力をもつ材料とする。
- 三 第十一条第一号イ及びチに掲げるもののうち、延べ面積は六百平方メートル以上又は収容人員五百人以上で、舞台装置のあるものは、舞台の上部に手動又は自動開放装置のある排煙口を設けること。
- 四 第十一条に掲げる建築物のうち、興行場及び公会堂には、観覧席の床面積の二十五分の一以上の喫煙所を、工場、倉庫、大量可燃物の集積所及び爆発性、発火性、引火性物件の製造所、貯蔵所、販売所又は取扱所の構内には喫煙所を火災予防上適当な位置に設け、その旨を標示すること。
- 五 壁体が防火構造を必要とする建築物で、それが二重壁の場合は、一つの階に一箇所以上天井又は小屋組の下端にあたる水平部分に、不燃材料又は大材をもつて壁の内部空間を密に遮断し、火焰などの上昇を阻止する装置を設けること。

六 第十一条第一号イ乃至ハ及びトに掲げるものうち、展览会場、博覧会場、ちのうち公会堂で、可燃性装饰材料を使用する場合は、防火液、防火薬品、防火塗料などの有効な防火材料をもつて処理すること。但し、小規模な場合で建築物の構造、四囲の状況から火災予防上及び避難上支障のない場合は、この限りでない。

七 自動車々庫、大量可燃物の集積所、爆発性、発火性、引火性物件の製造所、貯蔵所、販売所及び取扱所の直上階には、住居の用に供する室を設けないこと。但し、水平防火区劃を完全にし、十分な避難設備があり火災予防上支障のない場合は、この限りでない。

八 建築物又はその敷地には、左の基準によりそれぞれ有効な進入路を設けること。

イ 面積百五十平方メートル以上の中庭のある建築物は、中庭へ通ずる幅一・五メートル以上の進入路

ロ 高低差のある敷地内の第十一条各号に掲げる防火対象物（第一号才及び第二号に掲げるものを除く。）は、これに通ずる幅一・五メートル以上の進入路

ハ けた行百メートルを超える建築物は、消火活動上容易に背面へ通り抜けできる幅一・五メートル以上の隧道又は廊下

ニ 同一敷地内にある建築物の延べ面積（建築物が二以上の棟をなす場合は、その延べ面積の合計）が、三千平方メートルを超える場合は、その敷地内にある貯水そうその他の消防用水利又は消防隊用消火設備の位置並びに建築物の配置状況から見て、消防長が指定する位置に幅三メートル以上の進入路及びそれに接続する消防出入口

第二節 器具及び設備

（火気使用設備又は器具の位置及び構造）

第五条 火を使用する設備及び器具、又はこの使用に際し、火災発生のおそれある設備及び器具で、左の各号に掲げるものの位置及び構造は、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。但し、周囲の状況及び設備又は器具の状態により、火災予防上支障がないと認められる場合は、緩和することができる。

一 ストープ

ストーブの類を設備する場合は、左の基準によること。

イ 相当の広さをもつ不燃性の台上に置き、台の底面が可燃性の床、敷物などに近接する場合は、十分な空間をもたせ、他に燃え移らない構造とすること。

ロ 十分な広さの不燃性のたきながら受けを備えること。

ハ 周囲の可燃物から、側方は六十センチメートル以上、上方は一・五メートル以上離してすえ付けること。但し、特殊な構造、燃料又は使用状況などにより火災予防上、危険のおそれのある場合には、更に十分な距離をとるか、又は鉄板その他の不燃材料でしや熱の設備をすること。

ニ 周囲が防火構造又はそれと同等以上の耐火性能をもつ壁体の場合は、ハの側方の距離を三十センチメートルまで減ずることができる。

二 かまど、こんろ、自家用風呂の類

多衆調理用又は作業用その他の大規模なかまどの類を設ける場合は、左の基準によること。

- イ 上方の可燃物から一・五メートル以上離すこと。
- ロ 不燃性の床の上に設け、たき口前面は一・二メートル平方以上の空所を保つこと。
- ハ 側方の部分は、床面からかまどの上部三十センチメートル以上の部分まで耐火構造又は防火構造とし、且つ、二十五センチメートル以上離すこと。但し、耐火構造の場合は、この距離を減ずることができる。
- ニ 室内にふたのある不燃性取灰入を設けること。
- ホ 常時油又はその他の危険物の類を煮沸する場合は、かまどの上部に外気に通ずる通気管をつけた不燃性の天がいをつけること。
- ヘ 小規模の炊事用その他のかまど、こんろの類は、適当な広さの不燃性台上におき、又は周囲の可燃物から側方は三十センチメートル以上、上方は一メートル以上離すこと。但し、周囲が不燃材料で覆われている場合は、側方の距離を十五センチメートルまで短縮することができる。
- ヘ 自家用風呂のたき口は、周囲の壁から六十センチメートル以上離し、床は前面五十センチメートル以上煉瓦造又はコンクリート造若しくは土間構造とし、たきながら落下しても、危険のないよう充分の広さをもたせなければならない。但し、周囲が防火構造か又は不燃材料で覆われている場合は、その距離を十五センチメートルまで短縮することができる。
- ホ のほ又は飛火をいちじるしく発散する燃料を使用する場合には、有効な覆い又は隔壁を設けなければならない。
- 三 こたつ、火鉢の類
 - こたつ、火鉢の類を設備する場合は左の基準によること。
 - イ 裸火を用いるこたつは、転倒のおそれのないもので、その火入容器は、不燃性のものを使用し、その底面が直接可燃物に接しないよう適当な方法で一センチメートル以上の空間をもたせること。
 - ロ こたつは、上部及び側方から物がすい下し、又は接触して着火するのを防止できる構造のものとする。
 - ハ 木製の火鉢は、その内側を不燃材料で被覆すること。
- 四 電気器具類
 - 熱を発生し、火災の発生のおそれのある電気器具の類は、法令により型式承認を要するものは、すべて承認済のものであること。
- 五 ボイラー
 - ボイラー（労働安全衛生規則（昭和二十二年労働省令第九号）の適用を受けるものを除く。）の類を設ける場合は、左の基準によること。
 - イ 可燃性の壁体及び工作物から上方及び側方は、四十五センチメートル以上、たき口前方は、一・二メートル以上離すこと。
 - ロ 不燃性の床の上にすえ付けること。
 - ハ 厚さ三センチメートル以上のけい藻土又はこれと同等以上のしや熱体で覆うこと。
 - ニ 室内にふたのある取灰入を備えること。
- 六 営業用の乾燥炉及び乾燥器の類
 - 左に掲げる基準によること。
 - イ 不燃材料でつくること。

ロ 熱源の上部には、網目一平方センチメートル以下の金網を張り、乾燥物その他の可燃性の物品との接触を防ぐ設備又はこれと同等以上の効力のある設備をすること。

七 煙突及び煙道

建築物に附属する煙突及び煙道は、左の基準によること。

イ 煙突は、設備又は器具に応じて、適当な太さ及び高さをもたせること。

ロ 屋外直立煙突の屋上高さは、屋根が鉄板等の不燃材料で覆われているときは六十センチメートル以上、桁ぶき等のときは一・五メートル以上、わらぶき等のときは三メートル以上としなければならない。

ニ 先端は、建築物の窓その他の開口部から三メートル以上離すこと。

ホ 金属製又は石綿製煙突で、可燃性の壁体、天井又は屋根を貫通する場合は、めがね石を用いるか又は金属以外の不燃材料で隔離すること。但し、煙突で小屋裏、天井裏、床裏などにある部分は、金属以外の不燃材料で覆い、且つ、周囲を点検できるようにすること。

ヘ 壁体、天井及び屋根の貫通部、又はその附近若しくは露出しない部分で、煙突をつがぬこと。

ト 煙突又は煙道は、木材その他の可燃性材料から十五センチメートル（ストープ、多衆調理用又は作業用かまど及びボイラー用のものは、それから一・八メートル以内にある部分は四十五センチメートル）以上離すこと。但し、厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で覆うか、又は隔離した場合は、この限りでない。

チ ガスボイラー用は、未燃焼ガスがたまらない構造とすること。

リ 火の粉により発火のおそれのある箇所に設ける場合には、適当な煤煙及び及び火粉防止装置をすること。

ヌ 掃除口は、基礎のあるものはその附近に、屈曲が百二十度以内の場合には、その屈曲部などの適当な箇所に設けること。但し、壁体に面する側には設けてはならない。

第三節 電気、ガス及び避雷の設備

(電気設備に対する火災予防の措置)

第六条 電気設備は、関係法令に従つて設計施行し、特に温度の過昇、短絡、漏電、落雷その他の事故による災害の予防に努めなければならない。

(ガス設備に対する火災予防の措置)

第七条 ガス設備は、関係法令に従つて設計施行し、特にガスの漏洩その他の事故による災害の防止に努めなければならない。

(避雷設備)

第八条 高さ二十メートル以上の建築物には、有効な避雷設備を設けなければならない。但し、他の避雷設備の保護範囲内にある部分、及び消防長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第四節 火気使用の制限及び管理

(火気使用の制限)

第九条 火気を使用する設備及び器具、又はその使用に際し火災発生のおそれある設備及び器具を使用する場合は、災害の予防に注意し、特に左の各号を守らなければならない。

一 たき火をする場合は、引火性又はくん焼性物品の附近を避け、特に一定の場所で採暖その他のため常時たき火をする場合は、土坑又は不燃性容器若しくは耐火性容器の中で行うこと。

二 火を直接使用するストーブ、暖炉、かまど、火起場、風呂場、ボイラーなどのたき口から一メートル以内の場所は、常に整頓し不要な可燃物を置かないこと。

三 火気のある取灰、消灰などは、不燃材料で造った火消つぼその他の容器又は土坑に入れ、風による飛散を防ぐこと。

四 引火性ガスを発するものを過熱融解する場合は、ガスに引火しないように、又水分その他の不純物の混合あるいは温度の過昇によつて液状の可燃物が流出しないように調節し、炉、かまどなどのたき口は、操作する場合の外、開放したままで使用しないようにすること。特にほのほ又は飛火を發する燃料を使用する場合は、注意すること。

五 自然発火のおそれあるものを貯蔵し、又は集積する場合は、温度その他が危険な状態に達しないよう適当な措置をすること。

六 火花を發し、又は高熱を利用する電気施設及び器具並びに電気若しくはガス熔接などの作業を行う場所、又は過熱し易い軸受など摩擦によつて發熱する施設から一メートル以内には、可燃物を置かないようにし、引火性又は発火性物品は、火花の到達しない距離以上離すこと。但し、火花を断する有効な覆い又は隔壁を設けた場合は、この限りでない。

七 ガス又は油類のそうあるいは容器を熔接修理し、又はこれらに火を接近させる場合は、爆発性ガスの発生に注意するとともに、容器又はその内を換気するか又は残留物を除去するなどの方法をとること。

八 火のついたタバコ、マッチ又は残火は、じん芥内又は道路若しくは建築物その他の可燃性物品の附近に捨てないこと。

九 興行場及びこれらの類では、開演中に舞台部で裸火を使用しないこと。但し、建築物の構造、設備及び四囲の状況などにより消防長が支障ないと認めるときは、この限りでない。

十 煙突は、破損したままの状態、煙又は火気が漏洩する状態若しくはいちじるしく煤煙をたい積させたままの状態で使用しないこと。

(防火の管理)

第十条 関係者は、第四条乃至第七条に規定する器具又は設備を、火災予防上常に有効に保つとともに、特に左の各号を守らなければならない。

一 防火壁の近くに延焼のばい介となるような可燃物を集積し、又は施設をしないこと。

二 防火戸、防火シャッター、防火幕などの防火設備の機能は、常に検査して、有効に保ち、閉鎖をそ害する施設をし又は物品を置かないこと。

三 喫煙又は火気使用を禁止された場所は、見易い箇所に赤地に白文字で「禁煙」又は「火気厳禁」と明瞭に標示し、且つ、その附近には紛らわしい他の標示をしないこと。但し、興行場及びこれらの類には、観覧席前面に赤色照明で「禁煙」の標示を二箇所以上設けること。

四 電気、ガス及び避雷雷の設備又は工作物を施設し又は修理する場合は、熟練した工事人にさせること。

五 第十一条各号に掲げる防火対象物の電気設備は、年二回以上その絶縁抵抗を測定し、絶縁が低下している部分は、直ちに修理すること。

第三章 消防設備その他

第一節 通則

(消防設備を要する防火対象物の指定)

第十一条 法第十七条の規定により、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水利並びに避難器具(以下「消防設備」という。)を設備しなければならぬ防火対象物は、それぞれ左の各号に掲げるものとする。

一 公衆の集合する場所

イ 興行場及びこれらの類

ロ 遊技場、カフェー、キャバレー、ダンスホール及びこれらの類(遊技場は、延べ面積百平方メートル以上のもの)

ハ 百貨店、市場、取引所、マーケット、商店及びこれらの類(マーケットは、延べ面積二百平方メートル以上、商店は延べ面積三百平方メートル以上、若しくは地階又は二階以上に売場のあるもの)

ニ 旅館、ホテル、宿泊所、アパート、寄宿舎、下宿屋及びこれらの類で、延べ面積二百平方メートル以上又は客室数五以上のもの

ホ 飲食店、料理屋、貸席、待合及びこれらの類で、延べ面積二百平方メートル以上又は客室数五以上のもの(三階以上又は地階においては客室数一以上)

ヘ 病院、診療所、保健所、助産所、施療所、授産所、託児所、收容所、育児所、養老院及びこれらの類で、延べ面積二百平方メートル以上のもの

ト 学校、図書館、博物館、美術館、展覧会場、博覧会場、動植物園などの施設及びこれらの類で、延べ面積三百平方メートル以上のもの

チ 公会堂、集会場、クラブ及びこれらの類で、延べ面積二百平方メートル以上又は收容人員百人以上のもの

リ 社寺、教会、火葬場及びこれらの類で、延べ面積三百平方メートル以上又は收容人員百人以上のもの

ヌ 公衆浴場及びこれらの類

ル 停車場及びその附属建築物の類

オ 鉄道軌道に用いる車輛、自動車及びこれらの類で、公衆の出入するもの

二 多数の者の勤務する場所

イ 工場、事業場、作業場、工作所及びこれらの類で、延べ面積百五十平方メートル以上又は常時就業者十人以上のもの

ロ 事務所、営業所、銀行、官公署及びこれらの類で、延べ面積三百平方メートル以上又は常時勤務者二十人以上のもの

ハ 研究所、試験所、撮影所及びこれらの類

ニ 発電所、変電所及びこれらの類

ホ 自動車々庫、電車々庫及びこれらの類

ヘ 営業用倉庫及びこれらの類

ト 別表一に掲げる大量可燃物の集積所及び常置所の類

チ 爆発性、発火性、引火性物件の製造所、貯蔵所、販売所及び取扱所

リ 鉄道軌道に用いる車輛、自動車及びこれらの類で、前号オに掲げるものを除き、多数の者の勤務する場所のうち消防長の指定するもの

三 その他

イ 延べ面積三百平方メートル以上の木造建築物又は階数三以上の建築物若しくは工作物（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

ロ 假設の建築物及び工作物で、公衆が出入し、又は多数の者が勤務するもの、若しくはその用途又は規模により消防長の指定するもの

（消防設備の規格）

第十二条 消防設備のうち、国家消防本部の勧告する規格のあるものは、すべてその規格に合格したものでなければならない。

（位置及び方法の指定）

第十三条 消防長は、防火対象物の状況により、この章に定める消防設備について、その設置すべき場所若しくは方法を指定し、又は緩和することができる。

（共同設備）

第十四条 関係者がこの章で定める消防設備を単独で設けられない場合において、消防長が支障ないと認める場合は、一定の区域を定め、共同でこれを設備することができる。

（標識又は標示の基準）

第十五条 消防設備には、左の各号により明瞭な標識又は標示をしなければならない。

一 消防設備及び火災通報設備の器具又は容器若しくは位置を明示する標識板等は、赤地に白色文字をもつて名称、使用法その他を標示すること。

二 第二十六条の火災報知機の設置場所には、二十ワット以上の赤色燈を常に点燈すること。

三 避難設備のうち非常口は、その上部の見易い位置に「非常口」と明示し、二十ワット以上の緑色燈を設けること。

四 避難設備の要所には、必ず見易い位置に、階数、避難の方向を示す矢印及び非常口の文字を白地に緑色で明示すること。

第二節 消防設備

（消防設備の種類及び防火対象物に対する適応性）

第十六条 消防設備の種類は、左の五種とし、それぞれ左の各号によらなければならない。

一 第一種

イ 主として屋内用の消火栓で、左の放水能力及び水源のあるもの。

（一）放水能力 一口につき、筒先圧力毎平方センチメートル一・七キログラム以上、放水量毎分三十リットル以上

（二）水源 同一階にある全消火栓（但し、最大五個、階数五以上の場合は最小二個、階数四以下の場合是最小一個とする。）を同時に開いた場合にも前記の放水量で、二十分間以上放水できるもの。

ロ 二人で運搬できる可搬式動力ポンプで、左の放水能力及び水源のあるもの。

(一) 放水能力 筒先圧力毎平方センチメートル四・二キログラム以上、放水量毎分二百二十五リットル以上
(二) 水源 建築物の各部分から四十メートルの範囲内に、一箇所以上あるように配置されたもので、その水量の合計は、ポンプ一台につき前記の放水量で二十分間以上放水できる量に、第十八条の設置基準による所要ポンプ台数を乗じて算出した水量以上とし、且つ、各水源は、少くともポンプ一台分の水量以上であるもの。

二 第二種

自動信号装置を備えたスプリンクラーで、左の性能のあるもの。

(一) 放水能力 ヘッド一個につき放射圧力毎平方センチメートル〇・三五キログラム以上、放水量毎分四十五リットル以上。

(二) 水源

(イ) 水道又は送水ポンプによる場合は、毎分二千二百五十リットル以上

(ロ) 重力タンクの場合で、その底部が最高位のヘッドから四・五メートル以上高い場合は、その容量三十立方メートル以上、同じく六メートル以上高い場合は、その容量二十立方メートル以上

(ハ) 圧力タンクの場合は、貯水量十五立方メートル以上

(三) 防火対象物の構造及び規模又は設備する場所の關係により(イ)乃至(ハ)によらない場合は、ヘッドの同時開口数を最大六十箇(設置箇数が十個以下の場合はその全数。)とし、前記の放水量で二十分間以上放水できるもの。

(三) ヘッド 取付場所の最高温度に応じた適当なもの。

三 第三種

イ 移動式大型消火器で左の一に該当するもの。

(一) 消火泡、消火液の容量九十五リットル以上のもの。

(二) 炭酸ガスの重量四十五キログラム以上のもの。

ロ 消火泡、消火液又は炭酸ガスを放射する手動式あるいは自動式信号装置を備えた化学消火装置。

四 第四種

携帯式消火器その他の軽便消火用具で、その種別、適応性及び能力単位数が別表二に該当するもの。

五 第五種

高層建築物に設ける主として消防隊用の消火栓、これに接続する立管及びサイアミーズコンネクションで、左の基準に該当するもの。

(一) 消火栓の口径は、六十三・五ミリメートル(二・五インチ)のもの。

(二) 立管の管径百ミリメートル(四インチ)以上のもの。

(三) サイアミーズコンネクションは、双口で消防長の指定する位置に取り付けられたもの。

2 防火対象物に対する適応性は、第一種、第二種及び第五種は一般可燃物に、第三種のうち泡は一般可燃物と油類に、酸アルカリは一般可燃物に、四塩化炭素及び炭酸ガスは油類及び電気に適するものとする。

(消火設備の設置基準)

第十七条 第十一条各号に掲げる防火対象物は、次の表により目的物に適する第四種消火設備をなし、その消火能力単位数の合計が所要単位数の合計より多くなるようにし、且つ、所要の設置間隔をもつて配置しなければならぬ。但し、第四種のうち、別表二のイ、ト、及びチを備える場合は、そのうちに、四メートル以上の高さの有効に放射できるものを三分の一以上含まなければならない。

2 第一種乃至第三種のうち、一以上を備えた場合には、それぞれ左の各号に規定する基準により、前項による第四種消火設備のうち、同一目的物に適する種類のものの設置基準を緩和することができる。

一 第一種の屋内消火栓の場合は、その位置を中心として半径二十五メートルの範囲内の部分に対し、次の表による所要単位数を四分の一に、設置間隔を二倍にすること。

二 第一種の消防ポンプの場合は、前条の水源の位置を中心として半径四十メートルの範囲内の部分に対し、次の表による所要単位数を三分の一に、設置間隔を一・七倍にすること。

三 第二種のスプリンクラーの場合は、その有効な部分に対し、次の表による所要単位数を五分の一に、設置間隔を二・二倍にすること。

四 第三種の大型消火器の場合は、その種類に応じてそれぞれ有効な目的物の存在する範囲内の部分に対し、同一目的物に適する種類を、次の表による所要単位数を二分の一に、設置間隔を一・四倍にすること。但し、一般可燃物の場合は、その常置所を中心として半径五十メートルの範囲内とする。

五 第三種の化学消火装置は、その有効な部分に対し、同一目的物に適する種類の次の表による所要単位数を五分の一に、設置間隔を二・二倍とする。

部全のもるげ掲に条一十第			範囲	防火対象物
			区分	
第一号イ乃至ニ、ヘ及びチ	床面積を百平方メートルで除した数	設置間隔を二十メートル以内となるよう配置し、不足する場合は箇數増加する	防火対象物による所要単位数を算出する基準(端數切上げ)	消火設備を配置する場合の所要設置間隔の基準
第一号ホ及び第二号ロ	床面積を百五十平方メートルで除した数	設置間隔を二十五メートル以内とし、以下同前		
第一号ト、リ、ル、及び第三号イ	床面積を三百平方メートルで除した数	設置間隔を四十メートル以内とし、以下同前		

第拾一記 条の場 掲う所 防火対象物の構造別による基準 の緩和	第一号又及び第二号ハ 乃至ヘ	床面積を五十平方メートルで除した数	設置間隔を十五メートル以内とし、以下同前
	第二号イ	同右	設置間隔を十メートル以内とし、以下同前
第十記 条の場 掲う所 防火対象物の構造別による基準 の緩和	第二号ト	各種毎に、単位数量の十倍で全数量を除した数	設置間隔を四十メートル以内とし、以下同前
	第二号チ	危険物取締条例に準ずる	同上
第九記 条の場 掲う所 防火対象物の構造別による基準 の緩和	第二号リ	一車輛をもつて一所要単位数とする	運転室及び乗務員室に各一箇以上、その他は消防長指定の位置に配置する
	第三号ロ	その用途構造及び規模により第一号又は第二号に準ずる	同上

(第一種及び第二種の設置基準)
 第十八条 第十一條の防火対象物のうち、次の表に掲げるものは、前条による外、それぞれ次の表により第十六條の消火設備の第一種イ、ロ及び第二種の何れか一種以上を備えなければならない。

備考	防火対象物の区分 階数四以上のもの 延べ面積千二百平方メートル以上又は収容人員千人以上のもの 地階にある延べ面積六百平方メートル以上又は収容人員五百人以上のもの 興業場で第三階以上にあるもの又は延べ面積六百平方メートル以上若しくは収容人員五百人以上のもの 同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計が三千平方メートル以上のもの 演劇又は演芸用の背景若しくは大道具などの舞台装置のある舞台（舞台裏の部分も含む） その他（次の区分に掲げるものを除く） 特に火災発生のおそれのある場所で消防長の指定するもの	大量可燃物を百単位以上集積する場所	第一種イの消火栓の所要数	消火設備の各種類別の設置基準	
			第一種ロのポンプの所要数		
			第二種のスプリンクラーヘッドの所要数		
第一種イの消火栓については、各階及び各防火区劃ごとに、少くとも一個以上を設けるものとす ること。			床面積六百平方メートル以下 ごと又は収容人員五百人以下 ごと若しくは設置間隔五十メ ートル以内ごととして算出し た数のうち最大のもの	床面積千二百平方メートル以 下ごと若しくは設置間隔八十 メートル以内ごととして算出 した数のうち最大のもの	床面積十平方メートル以下ご と、若しくは設置間隔三・七 メートル以内ごととして算出 した数のうち最大のもの
床面積四百平方メートル以下 ごと、若しくは設置間隔三十 メートル以内ごととして算出 した数のうち最大のもの	床面積八百平方メートルご と、若しくは設置間隔六十メ ートル以内ごととして算出し た数のうち最大のもの	床面積六平方メートル以下ご と、若しくは設置間隔二・六 メートル以内ごととして算出 した数のうち最大のもの			

(第五種の設置基準)

第十九条 第十一条の防火対象物のうち、次の表に掲げるものは、前二条によるの外、次の表の基準により第十六条の消火設備の第五種のものを用意しなければならない。

防火対象物の区分	消防隊用消火栓の設置基準	同左に接続するサイアミーズコンネクションの設置基準
階数七以上のもの	床面積千二百平方メートル以下ごと又は収容人員千人以下ごと、若しくは設置間隔百メートル以内ごととして算出した数のうち最大のもの	立管の数と同数以上
階数五以上で延べ面積六千平方メートル以上又は収容人員五千人以上のもの		

(同一敷地内に設ける水利の基準)

第二十条 同一敷地内にある建築物の延べ面積（建築物が二棟以上の場合はその合計）が、三千平方メートル以上の場合は、その敷地内に左の各号により貯水そう又はこれに代わる消防隊の使用できる水利施設をしなければならない。但し、その敷地外であつても第一号に掲げる範囲内で、有効な水利を得られる場合で、且つ、消防長が支障ないと認めたものは、その数量を減ずることができる。

- 一 配置 建築物の各部分から百メートルの範囲内に、少くとも一箇所以上あるように配置すること。
- 二 所要水量 建築物の延べ面積の合計が、三千平方メートル以上四千五百平方メートル未満の場合は、四十立方メートル、四千五百平方メートル以上の場合は、その超過する面積が千五百平方メートル又はその端数ごとに二十立方メートルの割合で追加する。但し、河川、消火栓などの流れる水源の場合は、その流量毎分〇・七五立方メートルを二十立方メートルの割合で換算し、又延べ面積の計算において、建築物が耐火構造の場合は二倍に、防火構造の場合は一・五倍に計算することができる。
- 三 所要箇數 第一号の配置による各水利施設の合計水量が、前号の場合で算出した水量以上で、且つ、各々一箇所の水量は、二十立方メートル以上となるよう所要箇數を定めること。

第三節 避難設備

(避難器具の設置基準)

第二十一条 第十一条の防火対象物は、次の表により避難器具を備えなければならない。但し、延べ面積三百平方メートル以下で収容人員二百人以下の場合、若しくは充分な避難用階段を設けた場合は、その数を減ずることができる。

備考	その階の収容人員又は床積面積平方メートル以下のごとに必要とする器具の数					区分 防火対象物
	四階以上各階数及び屋上	三階	二階（耐火構造以外のもの）	二階（耐火構造のもの）	地階	
避難用具の一種として鉄製垂直梯子を建築物の壁に固定して設ける場合は、適当な踊場を設け、足のかかる横棒は壁面から二十センチメートル以上離すこと。但し、三十センチメートル以上離さないこと。	救助袋その他適當の設備一	繩梯子、緩降機又はこれらの類、救助袋、避難梯子のうちから合計二	同右、但し、合計三	滑り棒、緩降機、又はこれらの類、救助袋、避難梯子、綱のうちから、合計二	避難梯子（避難上有効な階段を含む。）四	第一号イ、ロ、ハ、ヘ、チ及びルに掲げるもの
	同上 一	同上 合計二	同上 合計二	同上 合計一	同上 三	第一号ニ、ホ、ト、リ、ヌ及び第二号イ乃至ヘ及び第三号に掲げるもの

（開口部の構造）

第二十二條 前條の避難用器具を利用する位置にある窓その他の開口部は、避難救護に支障ない構造としなければならない。

（避難用階段）

第二十三條 避難用の階段は、左の各号によらなければならない。

- 一 廻り階段は、設けてはならない。

二 同一の建築物にある避難用階段の数が、四以上の場合はそのうち一以上、六以上の場合はそのうち二以上を屋外階段とすること。但し、露台又は附室を有する耐火構造の避難用階段があつて、その位置及び構造が消火及び避難救護活動上支障ないと認められる場合は、屋外階段とみなすことができる。

三 階段三以上で、屋根が陸屋根構造のもの、又は適当な屋上露台を有する建築物は、その避難階段のうち一以上を屋上又は露台まで出られるように設けること。

四 屋外避難用階段を地階に設ける場合は、充分な広さの空壕を設けること。

(観覧席の最小照度)

第二十四条 興行場の観覧席は、演技又は映写中であつても、常に〇・ニルクス以上の照度を保つように照明の設備をしなければならない。

(その他の場所の照度)

第二十五条 興行場、キャバレー、ダンスホール、公会堂、又は集会場などで、夜間使用する場合は、廊下、階段、通路、出入口及び非常口その他避難救護に使用される場所には、充分な照度を保つ照明設備及び非常用の補助照明設備をしなければならない。

第四節 警報設備

(火災通報設備)

第二十六条 第十一条の防火対象物のうち、左の各号の一に該当するものは、所轄の消防機関に通報できる電話又は火災報知機等による火災通報設備を設けなければならない。

一 第一号イのうち、延べ面積六百平方メートル以上又は収容人員五百人以上若しくは地階又は二階以上のもの。

二 第一号ハのうち、延べ面積千平方メートル以上のもの。

三 第一号ニ及びヘのうち、延べ面積六百平方メートル以上又は客室数十以上のもの。

四 第一号トのうち、延べ面積千平方メートル以上のもの。

五 第二号イのうち、延べ面積千平方メートル以上で消防長の指定するもの。

六 第二号ハのうち、延べ面積千平方メートル以上のもの。

七 第二号ホのうち、自動車々庫で、延べ面積六百平方メートル以上のもの。

八 第二号ヘのうち、延べ面積六百平方メートル以上のもの。

九 右各号の外、消防長の特に指定するもの。

(拡声その他の装置)

第二十七条 前条の第一号乃至第三号の一に該当するものは、火災の際、内部の公衆に知らせるため、有効な拡声装置その他の装置を備えなければならない。

(自動火災報知装置)

第二十八条 第二十六条に掲げる防火対象物は、私設火災報知装置規格及び同設備規格による自動火災報知装置を備えなければならない。但し、第十六条の消火設備のうち、第二種の自動信号装置のあるスプリンクラー又は第三種の自動信号装置のある自動式化学消火装置は、この条の装置に代えることができる。

第五節 消防管理

(消防設備の維持管理)

第二十九条 関係者は、消防設備を直ちに使用することができるよう常に有効に保ち、故障を発見したときは、直ちに修理しなければならない。

2 消防設備又はこれらを格納する場所、箱、袋などは、常に清潔にし、又直ちに使用ができるよう、その周囲には消防及び避難救護の妨害となる物を置かないようにしなければならない。

(関係者の遵守事項)

第三十条 関係者は、常に災害の発生を未然に防止する措置を講ずるは勿論、災害が発生したときは、公衆又は勤務者が安全に避難できるよう、特に左の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 公衆の集合し又は出入する防火対象物内には、みだりに危険物を持たないこと。
- 二 定員制のある防火対象物は、定員を超えて収容し、又は客席の通路に補助椅子などを置き、若しくは人を立たせたり、うずくまらせないこと。又入場者が各等各席定員に達したときは、各等各席別に満員札を入場券売場の窓口その他の適当な場所に掲げ、その入場券の発売を中止すること。
- 三 廊下、階段及び通路の床面は、つまづき、すべりなど歩行に支障ないよう、常に補修するとともに、通行避難のために設けられた設備を有効に保つこと。
- 四 出入口、非常口、廊下、階段、通路及び周囲の空地その他通行避難のため使用する場所には、その妨害となる物を置かないこと。

(防火壁等の標示)

第三十一条 関係者は、その建築物に防火壁又は防火区劃などを設けた場合には、左の各号により甲種又は乙種と明記した標識を、見易い箇所に付けなければならない。

- (1) 甲種とは、耐火構造のもの
- (2) 乙種とは、防火構造のもの

第四章 火災の警戒

(警報施設の利用)

第三十二条 市長は、火災警報を発するため必要のあるときは、他の施設を利用することができる。但し、その所有者又は管理者とあらかじめ協定しなければならない。

(警報発令中の遵守事項)

第三十三条 火災警報の発令中は、何人も左に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 屋外においてたき火をしないこと。但し、炊事火、作業火などでやむを得ず使用する場合は、責任ある看視人をつけ、消火用水を準備すること。
- 二 山林、原野において火入れをしないこと。
- 三 引火性及び可燃性物品の附近で喫煙しないこと。
- 四 残火、取灰などを注意して消すこと。
- 五 火の粉を発散させないこと。
- 六 建築物の開口部を開放したまま、屋内で裸火を使用しないこと。
- 七 屋内及び屋外の可燃物その他を整理すること。
- 八 その他特に火気に注意すること。

(揚煙その他の届出)

第三十四条 何人も、いちじるしく火災とまぎらわしい火煙を掲げ、若しくは公衆の観覧等に供するため、花火、煙火その他火災予防上危険のおそれあるものを使用しようとするときは、あらかじめ所轄消防署長に届け出なければならない。

第五章 雑則

(ストーブその他の取付掃除業者の届出)

第三十五条 ストーブ又は煙突の取付掃除を業としようとする者は、その住所、氏名、年齢及び経歴の概要を具し、消防長に届け出なければならない。

(市長の定める事項)

第三十六条 市長は、この条例の施行に際し、必要な事項を定めることができる。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市火災予防条例（昭和二十三年条例第八十一号）は、廃止する。

別表一

類一第							別類
塗料類のうち、危険物以外のもの	アンストラセン	樹脂類	ナフタリン	ワセリン	パラフィン	生ゴム	マッチ
リットル 二、〇〇〇	リットル又は 二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三〇〇	二〇〇
類二第							別類
	木材加工品 (木箱板材等)	石炭類	紙類	ぼろくず、布片の類	わら及びその製品	木綿類	綿花
	二〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
							単位数量
							品名

別表二

イ			携帯式消火器その他の種別	
満水バケツ 桶(バケツ三個付) 桶(同六個付)				
一九〇リットル	九五リットル	一三リットル	容量又は重量	
二・〇	一・〇	〇・二	一般可燃物	防火対象物の種類に応じた適当な各消火器の能力単位数
×	×	×	油類	
×	×	×	電気	

ト	へ					ホ			二			ハ		ロ												
	炭酸ガス					ポンプ又は蓄圧式四塩化炭素			泡			酸アルカリ		水そう付ポンプ			水 (炭酸ガス筒入)									
砂バケツ																										
五〇リットル	六・八キログラム	四・五キログラム	二・九キログラム	二・二キログラム	二・二キログラム	一・二リットル	六リットル	三リットル	二〇リットル	一〇リットル	五リットル	一〇リットル	五リットル	一六リットル	一〇リットル	一〇リットル	一〇〇リットル	四〇リットル	二〇リットル	一〇リットル	一〇リットル					
×	×	×	×	×	×	×	×	×	三・〇	二・〇	一・〇	二・〇	一・〇	三・〇	二・〇	四・〇	三・〇	二・〇	一・〇							
〇・五	五・〇	三・五	二・五	一・五	八・〇	四・〇	一・五	六・〇	四・〇	二・〇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
×	八・〇	六・〇	四・〇	二・〇	一〇・〇	五・〇	一・〇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						

備考	チ			
	乾燥消火粉末			
イ及びロは水又は不凍液とする。 一塩化一臭化メタン消火器は、対応する四塩化炭素の三倍の能力あるものとする。	三・六キログラム	九・一キログラム	四・五キログラム	一・八キログラム
	×	×	×	×
	二・〇	一・五	一・〇	〇・五
	三・〇	二・〇	一・〇	〇・五